

府中市業者指名停止基準

(総則)

第1条 この基準は、府中市が行う業者選定に関し、指名の公正と契約の善良な履行を確保するため、業者の指名を停止する基準を定めることを目的とする。

(停止基準)

第2条 指名停止の基準は、別表のとおりとする。

(運用)

第3条 この基準の適用及び認定は、総務管理部長が行うものとし、次回の府中市指名業者審査委員会(以下「委員会」という。)にその結果を報告するものとする。

2 総務管理部長は前項の規定にかかわらず当該業者の処分について必要に応じ委員会に諮問することができる。

(指名留保)

第4条 指名停止の基準に該当するおそれのある場合は、前条に準じて事実が判明するまで指名を留保することができる。

(苦情の申立て)

第5条 指名停止を受けた者が、指名停止の決定に不服がある場合には、指名停止通知書を受けた日の翌日から起算して7日以内に、苦情の申立てを行うことができる。

2 前項の申立てがあったときは、委員会にて審査し、その結果を通知するものとする。

(指名停止の公表)

第6条 指名停止を行ったときは、業者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。

付 則

1 この基準は、昭和50年8月1日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 この基準適用前に指名停止処分をうけている業者は、この基準によって処置されたものとみなす。

付 則

この基準は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年9月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

適 用 事 項	停 止 期 間
<p>1 (贈賄、談合又は競売入札妨害)</p> <p>(1) 府中市発注の入札において、次のア、イ又はウに掲げる者が、贈賄、談合又は競売入札妨害容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表権を有する役員又は営業主</p> <p>イ 役員又は支店及び営業所を代表する者で、アに掲げる以外の者</p> <p>ウ ア又はイに掲げる以外の者</p> <p>(2) 府中市以外の公共機関発注の入札において、次のア、イ又はウに掲げる者が、贈賄、談合又は競売入札妨害容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表権を有する役員又は営業主</p> <p>イ 役員又は支店及び営業所を代表する者で、アに掲げる以外の者</p> <p>ウ ア又はイに掲げる以外の者</p> <p>(3) 指名停止期間内及び指名停止期間終了後6か月以内にはほかの入札において、上記の容疑で逮捕され、又は起訴された場合</p>	<p>3年</p> <p>2年以上 3年以内</p> <p>1年以上 2年以内</p> <p>1年以上 2年以内</p> <p>6月以上 1年以内</p> <p>3月以上 6月以内</p> <p>残存期間に加算する。ただし、5年間を最長とする。</p>
<p>2 (事故の発生)</p> <p>(1) 府中市発注の契約の場合</p> <p>ア 事故により、死者が生じたとき</p> <p>イ 事故により、負傷者が生じたとき</p> <p>(2) 府中市発注の契約以外の場合</p> <p>ア 事故により、死者が生じたとき</p> <p>イ 事故により、負傷者が生じたとき</p> <p>(3) 府中市発注の契約履行上、広範囲の市民に迷惑をかけた場合</p> <p>(4) 府中市発注の契約履行上、狭範囲の市民に迷惑をかけた場合</p>	<p>3月以上 1年以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>1月以上 3月以内</p> <p>2月以上 1年以内</p> <p>1月以上 3月以内</p>
<p>運用</p> <p>1 広範囲とは、おおむね300世帯以上の規模で、水道・電気・ガス等の停止については、6時間以上の場合とする。</p> <p>2 市と直接関係のないものは、営業系統を同一とするものに適用し、工事部門別の区別をすることができる。</p>	

<p>3 (成績不良)</p> <p>(1) 府中市発注の工事契約において、成績不良であると認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 検査評価が40点未満の場合 イ 検査評価が40点以上50点未満の場合 ウ 検査評価が50点以上55点未満の場合 エ 検査評価が55点以上60点未満の場合 オ 検査後重大な瑕疵が発見された場合 カ 検査後軽微な瑕疵が発見された場合 <p>(2) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした場合</p>	<p>9月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>1月</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>7日以上 6月以内</p> <p>6月以上 1年以内</p>
<p>4 (違法行為等による社会的信用失つゝ行為)</p> <p>(1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 府中市発注の契約に関する場合 イ 府中市発注の契約を除く東京都内における場合 ウ イの区域外における場合 <p>(2) 「建設業法(昭和24年法律第100号)」に違反し、国土交通省又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 府中市発注の契約に関する場合 イ 府中市発注の契約を除く東京都内における場合 ウ イの区域外における場合 <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、違法行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>3月以上 6月以内</p> <p>2月以上 6月以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>3月以上 6月以内</p> <p>2月以上 6月以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>1月以上 9月以内</p>
<p>5 (管理不良)</p> <p>(1) 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物品の買入れその他の契約を締結した場合における、監督又は検査の実施に当たり職員の職務遂行を妨げた場合</p> <p>(2) 府中市発注の工事以外において、国又は他の地方公共団体の指名停止処分を受け、重大な瑕疵がある場合</p> <p>(3) 現場管理上市民に著しく迷惑をかけたとき</p> <p>(4) 同一現場で他業者と協調しないとき</p> <p>(5) 経営状況が不良とみなされるとき</p> <p>(6) 契約の相手等と金銭その他請負契約において社会的信用を著しく損なう行為があったとき</p>	<p>1月以上 2年以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>状況回復まで</p> <p>7日以上 3月以内</p>
<p>6 (虚偽記載)</p> <p>(1) 府中市発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る入札書及び各提出資料に虚偽の記載(電子入札での虚偽の入力を含む。)をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(2) 東京電子自治体共同運営協議会による入札参加資格審査申請(電子登録)において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>6月以上 1年以内</p> <p>6月以上 1年以内</p>

<p>7 (その他)</p> <p>(1) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>(2) 契約を締結した場合において、監督又は検査の実施に当たり職員の職務遂行を妨げた者</p> <p>(3) 落札しても契約を締結しないとき又は正当な理由がなくて契約を履行しなかった者</p> <p>(4) 入札会に出席しなかったとき及び入札会において指名業者の代理人が委任状を持参しなかったとき</p> <p>(5) 契約事務遂行に関し、多大なる迷惑及び混乱を生じさせた者</p>	<p>1月以上 2年以内</p> <p>1月以上 2年以内</p> <p>1月以上 2年以内</p> <p>7日以上 3月以内</p> <p>1月以上 2年以内</p>
<p>8 (特別措置)</p> <p>(1) 加算できる場合</p> <p>ア 贈収賄を繰り返し発生させたとき。</p> <p>イ (ア) に掲げるもの以外で、府中市指名業者審査委員会において特に必要があると認めたとき。</p> <p>(2) 短縮できる場合</p> <p>ア 過去の契約履行成績が良好であるとき。</p> <p>イ 他道府県の区域において発生させた贈収賄のとき</p> <p>ウ (ア) または (イ) に掲げるもの以外で府中市指名業者審査委員会において特に必要があると認めたとき。</p> <p>(3) 契約履行上の事故等において、発生部門のみの指名を停止し他部門の指名を停止しないことができる場合。</p> <p>ア 土木部門、建築部門等社内において責任体制が、明確になっており、かつその責任者として役員をあてている場合。</p> <p>(4) 共同企業体の有資格者である構成員について、指名停止を行うときは、当該共同企業体について指名停止を行うものとする。</p> <p>ただし、明らかに当該指名停止の責を負わないと認められる者は除くものとし、府中市指名業者審査委員会において、決定するものとする。</p>	